

令和8年度定着支援プロジェクト実施業務

公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

若年者の早期離職の防止及び和歌山県内の企業への定着を支援するため、和歌山県内で就業する新規採用社員及びメンター社員を対象にした異業種横断型の研修を実施する。

(1) 新規採用社員向け研修

ア 和歌山県内の同期を作り、仕事の意義や取り組む姿勢、ストレスへのセルフマネジメントなどを学び、県内企業で長く働き続けるための研修を対面で開催すること。

【提案】時期、内容、講師、手法、地域等具体的な計画を提案すること。

* 対象は新規採用社員とする。

* 新規高等学校卒業採用者（以下、高卒採用者）と大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了採用者（以下、大卒程度採用者）の研修は分けて実施すること。

* 高卒採用者への研修は2拠点以上（紀北・紀南）で開催すること。

* 大卒程度採用者への研修は1拠点以上（紀北）で開催すること。

* 各研修のプログラムは15時間以上で実施すること。

イ 多くの社員が参加するよう効果的な広報を実施すること。

また、研修の参加者募集に伴う事前説明会を実施すること。

【提案】和歌山県内の企業が社員を参加させたくなるような具体的な広報手法及び広報計画を提案すること。

ウ 研修終了後の参加者へのフォローアップを実施すること。

【提案】研修の効果を高めるためのフォローアップの手法を提案すること。

(2) メンター社員（新規採用社員の指導社員）向け研修

ア メンター社員として新規採用社員の指導のノウハウを学び、人間関係・職場環境をコントロールできるマネジメント能力を高めるための研修を対面で開催すること。

【提案】時期、内容、講師、手法、地域等具体的な計画を提案すること。

* 対象は採用後15年を経過しない社員とする。

* 研修のプログラムは10時間以上で実施すること。

イ 多くの社員が参加するよう効果的な広報を実施すること。

また、研修の参加者募集に伴う事前説明会を実施すること。

【提案】和歌山県内の企業が社員を参加させたくなるような具体的な広報手法及び広報計画を提案すること。

(3) その他若手社員の定着促進に資する事業

【提案】本事業の効果を高めるための独自事業（例：研修、交流会等）を提案すること。

(4) その他

- ア 本業務の実施に当たっては、和歌山県と綿密に調整すること。
- イ 参加企業の募集については、UI わかやま就職ガイド及びはたらコーデわかやまホームページに掲載されている企業に案内すること。
なお、採用担当者の連絡先は、和歌山県から提供する。
- ウ 各研修における参加社員はそれぞれ 10 人以上を目標とする。

3. 対象となる経費

- (1) 本業務の運営に係る人件費（コーディネーターの賃金や旅費等）
- (2) 業務実施に係る諸経費（会場使用料、講師謝金、テキスト制作費、機材リース費等）
- (3) その他広報費・消耗品費等

※本業務に係る経費のみ計上できるものとし、必要に応じて按分すること。

※業務実施に必要な備品については、原則として、賃貸借（リースを含む。）により対応すること。

なお、賃貸借期間終了後、賃借人に対し賃貸借資産を無償で譲渡する旨の特約が付された契約は、その実態が購入による財産取得と相違ないことから、これを締結してはならない。

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

- (1) 4 の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。

- (4) 本事業により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本事業の目的の範囲内で当該権利を無償利用できることとする。
- (5) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。